

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

(第253回) 議事録

1. 日時 令和6年8月29日(木) 9:30~10:05
2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)
(Web会議システムを利用)
3. 議事
 - (1) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価に関する技術的文書(案)の検討について
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
児玉座長、伊藤専門委員、小野道之専門委員、佐々木専門委員、爲廣専門委員、手島専門委員、藤原専門委員
 - (専門参考人)
中島専門参考人
 - (食品安全委員会)
頭金委員、祖父江委員
 - (事務局)
中事務局長、及川事務局次長、古田評価第二課長、今井評価情報分析官、奥藤課長補佐、岩瀬評価専門職、山口係長、今村技術参与、坂本技術参与
5. 配布資料

| | |
|-------|---|
| 資料 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価に関する技術的文書(案) |
| 参考資料1 | 遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価指針 |
| 参考資料2 | 遺伝子組換え食品(種子植物)の食品健康影響評価に関する技術的文書 |
| 参考資料3 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針 |
| 参考資料4 | 遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価指針で使用している |

- 用語について
- 参考資料5 遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて
- 参考資料6 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS DERIVED FROM RECOMBINANT-DNA PLANTS CAC/GL 45-2003
- 参考資料7 GUIDELINE FOR THE CONDUCT OF FOOD SAFETY ASSESSMENT OF FOODS PRODUCED USING RECOMBINANT-DNA MICROORGANISMS (CAC/GL 46 2003)
- 参考資料8 Evaluation of Allergenicity of Genetically Modified Foods
- 参考資料9 Scientific Guidance for the submission of dossiers on Food Enzymes (EFSA)
- 参考資料10 Food manufacturing processes and technical data used in the exposure assessment of food enzymes (EFSA)

6. 議事内容

○児玉座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第253回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本日は、Web会議システムを併用して行います。

また、本会合は原則として公開となっております。

本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて、Webexの画面をビデオキャプチャーしたものを動画配信しております。

本日は、所用により小野竜一専門委員、柴田専門委員、樋口専門委員、百瀬専門委員は御欠席です。

また、藤原専門委員は後ほど入られると聞いております。

また、専門参考人として、明治大学の中島春紫教授に御出席をいただいております。ありがとうございます。

本日の議題ですが、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）の検討について」です。

配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○奥藤課長補佐 ありがとうございます。

配付資料を確認いたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿に加えまして、議事次第の「4. 配布資料」のとおり、資料といたしまして「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物

の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）」、参考資料といたしまして「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」関係の資料が参考資料1から2、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」が参考資料3、参考資料4が「遺伝子組換え食品等に関する食品健康影響評価指針で使用している用語について」、参考資料5が「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」、参考資料6がコーデックスの組換えDNA植物由来食品の食品安全評価実施のためのガイドライン、参考資料7がコーデックスの組換え微生物由来食品の食品安全評価実施のためのガイドライン、参考資料8が遺伝子組換え食品のアレルギー評価のFAO/WHOのレポート、参考資料9がEFSAの食品酵素ドシエ提出のための科学的ガイダンス、参考資料10がEFSAの食品用酵素のばく露量評価のガイダンス文書となっております。

資料の不備、不足等がございましたら、事務局まで御連絡ください。

○児玉座長 それでは、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いします。

○奥藤課長補佐 事務局におきまして専門委員の皆様にご提出いただきました確認書を確認したところ、本日の議事に関して、平成15年10月2日付け委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○児玉座長 既に御提出いただいております確認書について、その後、相違等はございませんでしょうか。

それでは、本日の議題の審議に入りたいと思います。「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価に関する技術的文書（案）の検討について」です。

先般、当専門委員会において、遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書を取りまとめたところですが、その内容を参考に、遺伝子組換え添加物に関する技術的文書（案）の検討を進めていきたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○今井評価情報分析官 それでは、資料に基づきまして、主な内容を御説明させていただきます。

まず、表紙にございます技術的文書の名称でございますが、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価に関する技術的文書」としております。

4ページから本文がございます。

「1 目的」の4行目からでございますが、これまで評価を行ってきた事例を踏まえ、個別評価の中で積み重ねた評価の考え方を整理するとともに、科学技術の進歩に即した新たな解析技術や評価手法への対応を明示的に示すことを目的として、遺伝子組換え微生物を

利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針を補完する文書として、本文書を作成するものでございます。

13行目からの「2 対象となる添加物について」でございますが、指針に記載のとおり、指針の対象となる遺伝子組換え添加物は、食品衛生法で認められている添加物の範囲内のものであり、これまでの評価事例では、酵素、香料、ビタミン類等が挙げられるとしております。

なお、18行目からでございますが、遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素の添加物としての指定要請または規格基準改正につきましては、平成30年10月16日付で食品安全委員会で決定された文書である「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき、添加物専門調査会において調査審議を行うこととされていることを付記しております。

その下の枠囲み部分でございますが、本技術的文書は、主に、食品用酵素などの遺伝子組換え添加物を対象とし、高度精製添加物については、指針の別添「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に生成された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」に基づき、別途検討する方針でよろしいか御確認いただきたく考えております。

次の5ページの3以降の項目につきましては、評価指針上、遺伝子組換え添加物と遺伝子組換え食品（種子植物）とで共通している項目につきましては、先般、6月28日の当専門調査会において決定されました「遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価に関する技術的文書」の内容と基本的に同様の内容としております。

46行目の「(2) 従来の添加物の性質、用途等に関する事項」につきまして、51行目からの記載でございますが、食品用酵素では、比較対象として用いる添加物は、食品衛生法で認められている添加物であり、原則として、既存添加物名簿に記載されており、「食品、添加物等の規格基準」で規格等が定められているものが該当する。なお、評価対象の酵素は、酵素番号や酵素活性に関する情報から、比較対象となる酵素と類似の反応を触媒するものであることを確認するとしております。

また、6ページの68行目からの記載でございますが、「ウ 摂取量」、従来の添加物の摂取量の推計に当たっては、国民健康・栄養調査結果や行政機関が公表している食品摂取量データ、関連の生産量統計等を参考にし、原則として使用対象食品の一日摂取量に添加物の使用量を乗ずることにより、日本人における平均一日摂取量が算出されていることを確認する。食品用酵素の使用量としては、全量がそのまま最終食品に移行して消費されることを想定する場合には、一般的に使用される条件下での最大添加量を用いて算定されていること。

なお、酵素等のタンパク質の場合、濃縮の程度によって重量が変動することから、酵素量を示す際には原則として総有機固形分（TOS）を用いることとするとしており、これま

での評価実績を踏まえた内容としております。

80行目から宿主に関する事項がございまして、次の7ページの87行目でございますが、中島先生からいただきましたコメントを踏まえまして、「なお、宿主（微生物）の学名は変更されることがあるため、適切な文献や資料により当該微生物の由来が明らかであることを確認する」と追記しております。

次の8ページの120行目から、遺伝子組換え添加物の推定摂取量に関する記述でございますが、「ウ 推定摂取量」、評価対象の遺伝子組換え添加物が食品からどの程度摂取されるか推定することは、アレルギー誘発性等のリスクを評価する上で重要である。添加物は、食品の製造工程等で変性・失活する又は分解・除去されるものもあり、使用対象食品に全量が残存すると仮定して摂取量を推計すると、過剰な見積りとなることがある。

食品用酵素は、食品又は食品原料を工業規模で製造するための様々な食品製造プロセスで使用されており、酵素が食品の製造工程で用いられる際の詳細情報を加味した精緻な摂取量推計を行うこともできるとしております。

129行目からのEFSAが公開している摂取量推計のための計算ツールに関する情報につきましては、参考情報となりますので、例示であることが分かるように、脚注に移動いたしました。

次の9ページの(6)でございますが、141行目のとおり、遺伝子組換え添加物と従来の添加物の比較について、項目ごとに行い、表形式で記載されていることを確認する。項目として、名称、至適pH、至適温度、基原、アミノ酸残基数、反応特異性等を確認するとしており、これもこれまでの評価実績を踏まえた内容としております。

続きまして、145行目からの遺伝子導入に用いる塩基配列に関する事項につきましては、基本的に種子植物の技術的文書の内容を基にしております。

10ページの182行目から194行目までの記載は、遺伝子組換え添加物の技術的文書にのみ記載している部分となっております。

182行目でございますが、導入遺伝子が、プラスミドとして染色体外に独立して維持される場合と導入遺伝子が染色体に組み込まれる場合に分けて確認を行う。

①導入遺伝子がプラスミドとして存在する場合、プラスミドの可動性（伝達性）を評価する。その際には、プラスミドの宿主内におけるコピー数及び安定性（伝達性）に関する情報が明らかであること。

②導入遺伝子（発現カセットを含む。）が宿主の染色体に組み込まれる場合は、種子植物に準じて評価を行う。その際には、染色体上の導入座位等の情報及びコピー数に関する情報が明らかであること。

また、染色体上に複数コピーが導入される場合、タンデムコピーとして導入されることが知られていることから、導入された塩基配列に関する情報、コピー数に関する情報が明らかであることを確認するとしております。

また、11ページの197行目の挿入DNAの供与体の安全性に関してでございますが、枠囲

み部分に記載しております児玉先生、中島先生からいただきましたコメントを踏まえ、198行目のとおり、遺伝子組換え添加物の製造に用いられた実績に加え、遺伝子組換え食品の製造に用いられた実績に関する情報を用いて確認することでも差し支えない書きぶりとしております。

また、211行目の(4)でございますが、これまでの評価実績を踏まえまして、214行目から、食品用酵素の場合、導入遺伝子の塩基配列に基づくアミノ酸配列から、比較対象とされた酵素のアミノ酸配列(活性中心の配列等)との相同性、酵素活性や基質特異性に関する情報などを確認するとしております。

続きまして、12ページの243行目からの遺伝子組換え体に関する事項でございますが、(1)の「宿主との差異に関する事項」につきましては、児玉先生からいただいた御指摘を踏まえまして、「生産菌と宿主との差異について、遺伝子改変の内容が明らかであること。」と修正いたしました。

13ページからの「(2) 遺伝子導入に関する事項」と15ページからの「(3) 遺伝子産物(タンパク質)のアレルギー誘発性に関する事項」につきましては、基本的に種子植物の技術的文書の内容と同様の内容となっております。

18ページにお進みいただきまして、383行目からの加熱処理に関する部分でございます。384行目の「タンパク質のアレルギー誘発性に影響を与える項目の一つとして、加熱・加工に対する安定性がある。」という文章における「加熱・加工」という記載につきましては、爲廣先生の御指摘を踏まえ、「加熱加工」に修正いたしました。

さらにその次の文章で、「被験試料を適切な温度、処理状態、時間等の条件で処理し、その後の試料の状態を物理化学的及び生物学的又はいずれかの方法で確認する。」という部分につきましては、中島先生、爲廣先生、手島先生から御意見をいただき、「物理化学的」の具体例と「生物学的」の具体例を括弧内に追記いたしました。先生方からいただいた御意見は、枠囲み部分に掲載しております。

次に、21ページにお進みいただきまして、470行目からの遺伝子産物のIgE結合能に関する事項でございますが、477行目に、「使用するアレルギー患者血清の選択は、下記のaからdまでのいずれかで行っていること。」とございまして、次の22ページの486行目のdの「aからcまでで適切な血清が得られない場合は、主要なアレルゲンに対して特異的IgE抗体価が高値な血清」につきましては、爲廣先生より、枠囲み部分にお示ししました御意見をいただいております。

また、486行目の「主要なアレルゲン」という表現につきましては、494行目からの枠囲み部分でございますが、事務局から質問させていただき、中島先生、爲廣先生からコメントいただきました。ありがとうございます。いただきましたコメントを踏まえ、脚注22の文頭のPriority Allergen Listのところは、「優先アレルゲンリスト」に修正いたしました。

続きまして、23ページの516行目からの遺伝子組換え添加物に関する事項につきましては、これまでの評価実績を踏まえた内容となっております。

25ページからは別添としまして、「次世代シーケンシングに係る解析データを評価する際の留意点」を添付しておりますが、この別添は基本的に種子植物の技術的文書の別添1と同じ内容としております。

説明は以上でございます。

○児玉座長 ありがとうございます。

それでは、まず起草委員及び専門委員の先生方から事前に御意見をいただいたところから議論をしていきたいと思えます。その後、そのほかの部分を含めて皆様から御意見をいただきたいと思えます。

まず、4ページのところに枠囲みで書かれていますけれども、技術的文書について、高度精製品については別途検討する方針でよろしいかということなのですが、起草委員の先生方、いかがでしょうか。

中島先生、いかがでしょうか。

○中島専門参考人 事実上、別物として審議して扱っておりますので、こういうふうに進めていくのが妥当かと思えます。

○児玉座長 伊藤先生、いかがですか。

○伊藤専門委員 私のほうでも中島先生と同じように、別途進めていけばいいのではないかと考えております。

○児玉座長 そのほか、ほかの先生方から御意見等はいかがでしょうか。

それでは、高度精製については幾つか議論したいところも残っておりますので、別途検討するというにさせていただきたいと思えます。

進みまして、7ページです。学名のところですが、中島先生、このような改訂案でよろしいでしょうか。

○中島専門参考人 ありがとうございます。

こういうふうを書いていただくと分かりやすくなるかと思えます。

○児玉座長 学名は結構頻繁に変わるので、特に微生物のほうはちょっと頭が痛いのですが、それが追いかけるように、私もこれでよろしいかと思えます。

次は9ページですが、コンストラクトの表現でよろしいかということなのですが、微生物のほうはいろいろな形で高等植物よりもかなりバリエーションが多いので、発現とかいろいろつけてしまうと、ちょっと縛る形になるかと思えますので、私自身はコンストラクトでよろしいのではないかと思うのですが、中島先生、いかがでしょうか。

○中島専門参考人 コンストラクトで統一するのが分かりやすいかと思えます。

○伊藤専門委員 私もそのような形がいいと思えます。

○児玉座長 次に11ページですが、「遺伝子組換え食品又は遺伝子組換え添加物の製造に用いられた実施や文献等の情報」に修正する案が示されています。中島先生、いかがでしょうか。

○中島専門参考人 同じような生成品に見えても添加物扱いのものと食品扱いのものがご

ざいますので、入れておいたほうがよろしいかと思ひます。

○児玉座長 これは添加物なのか食品なのかというのはたまに悩ましいときがありますけれども、私もこのほうがよろしいかと思ひますので、この形でお願いいたします。

それから、12ページのところですが、「他の機能」というのが分からないということで、遺伝子改変の内容という形にしてはいかがかということなのですけれども、私はこれでもよろしいかと思ひますので、ほかの先生方から特に異論がなければ、よろしいでしょうか。

○伊藤専門委員 今、245行目のところですね。文章のつながりの最後のところが、2つぐらい御提案されていると思うのですけれども、遺伝子改変の内容から明らかであることなのか、「から」という言葉が正しいのかどうなのかちょっとだけ気になったのです。遺伝子改変の内容が明らかであること。ちょっと気になりました。

○児玉座長 「内容が」にしましょうか。

ちなみに、「こと。」になっていますけれども、「こと。」でいいのですか。「ことを確認する。」かなとちょっと思っただけです。

○今井評価情報分析官 事務局でございます。

明らかであることを確認するという意味合いで、記載してございますが、「確認する」を追記させていただくほうがよろしければ、そのようにさせていただきます。

○児玉座長 では、一応入れていただく。今、伊藤先生から御指摘いただいたところは修正していただいて。よろしくお願ひします。

次は18ページの今まで若干何となくうやむやで使ってきた物理化学的試験と生物学的試験の定義をきちんとしてはどうかということなのですけれども、まず爲廣先生、事務局の訂正案についていかがでしょうか。

○爲廣専門委員 爲廣です。

こちらの訂正案のほうでよろしいかと思ひます。技術的文書ですので、分かりやすく記載されたほうが使いやすいかと思ひます。

○奥藤課長補佐 爲廣先生、申し訳ございません。事務局でございます。

一時的に事務局の通信環境が悪くなってしまいました。先ほど座長から爲廣先生いかがですかと言ったのは聞こえましたでしょうか。

○爲廣専門委員 聞こえます。

こちらの記載については、本文書が技術的文書ということですので、分かりやすく記載するために例示するというところで、問題ないかと考えております。

以上です。

○中島専門参考人 これでもよろしいかと思ひます。分かりやすくなったと思ひます。

○児玉座長 手島先生、いかがでしょうか。

○手島専門委員 私のほうも具体的な内容を入れるということで問題ないと思ひます。

○児玉座長 私も、これでかなりはっきりしたので、よかつたのではないかと思ひます。

ほかの先生方、御意見ありますでしょうか。よろしいですね。

では、この形で修正するということにしたいと思います。

続きまして、22ページです。アレルギーに関する情報で、ずっと確認して、それでも安全性が確認できない場合の最終手段のところですけども、主要アレルギーをまず10種類全部使うのですかということなのですが、この点は今まではそこまで至った事例はないので、この専門調査会ではっきりとしたことを示した例はないのですけれども、爲廣先生、まずお考えいただけたらありがたいと思います。

○爲廣専門委員 爲廣でございます。

私としては、こういった評価に進むということはなかなかない事例だと思っております。ただ、その上で、こちらにこういう記載があるということで、もし生じた場合にどういふふうに対応すればいいのかというのが読み取れなかったのです。ただ、10種類全てを検討する、抗体価が高い血清を用意するという点についてもハードルがある程度あるかと思っておりますので、私、個人的には、例えば複数の主要なアレルギーに対して特異的な抗体価が高いとかというような記載にしておけばよいのではないかと思ったのですが、もともとこの記載を入れられているという背景的にはどういったものがあつたのかということが知りたくてお伺いしてみました。

以上です。

○児玉座長 手島先生、この点について何か御存じのことがありましたら教えていただきたいのです。

○手島専門委員 これは種子植物の場合も同様に書かれているのですけれども、主要なアレルギーの中で可能なものに対して特異的な血清を用いるということのニュアンスで書かれていると思います。

○児玉座長 これは最後の手段なので、安全性が若干不安視されるケースでも手段がないというときの最後の手段なので、可能な限りという形で全てやれば一番いいのですけれども、可能な限りという形でという判断であるというのを議事録に残すという形になりますか。爲廣先生、その形でよろしいでしょうか。

○爲廣専門委員 それで問題ないかと思えます。

○児玉座長 一応現時点での当専門調査会としては、可能な限りということで、全部を求めるものでは必ずしもないということで、議事録に残すということにしたいと思えます。

次に、主要アレルギーと優先アレルギーというワードの使い方かなと思うのですけれども、この点、爲廣先生、いかがですか。

○爲廣専門委員 事務局で最終的に修正していただいた内容で、私のほうでは問題ないのですけれども、もしほかに先生方の御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

○児玉座長 この点、中島先生、いかがですか。

○中島専門参考人 私も、優先と主要ときっちり使い分けていたわけではないので、このように書いていただければよろしいかと思えます。

○児玉座長 専門分野では優先と主要を使い分けているわけではない、何となく優先とい

うワードがあるということなののでしょうか。そこら辺、手島先生、爲廣先生、御存じのことがあったら教えていただきたいのです。

○手島専門委員 特に使い分けているわけではないのですけれども、コーデックスのほうのアレルゲンを優先アレルゲンと呼ぶということでもよろしいかと思います。

○児玉座長 爲廣先生も、今のような御意見でもよろしいでしょうか。

○爲廣専門委員 私がちょっと気になったのは、アレルゲンの中に米だとか、他国でアレルゲンとしてあまり注目されていないようなものも含まれているので、使い分けをしたほうがよろしいのかなと感じた限りです。このような対応をしていただけるのであれば、問題ないと考えております。

以上です。

○児玉座長 ありがとうございます。

それでは、一応この書きぶりでもよろしいということで、御理解いただいたということだと思います。

あとは最後までは特にコメントがなくて、次世代シーケンシングの扱いは種子植物と一緒にということです。

それでは、全体にわたって何かコメントや意見がありましたらお寄せいただけたらと思います。何かございますでしょうか。ないようですね。

中島先生もよろしいですか。

○中島専門参考人 あえて申し上げるならば、19ページのところで議論がございますけれども、物理化学試験についてどのように扱うかというのはいろいろ議論がございまして、私は言いたいことを言わせていただいたので、また、割とポイントになっていたのは、加熱処理によって抗体で反応しなくなるくらい分解しなければいけないのか、それとも酵素活性がなくなればいいのか、この点については何回か議論があったと思います。

私は、このように酵素活性が失活するということを確認すればよろしいと言って、そのような解釈でいいというふうに私の意見を通させていただいたのですけれども、これについては今後の審査に全部影響しますので、委員の皆様方に共通認識を持っていただけるように、一度は議論したほうがよろしいかと思います。

○児玉座長 ありがとうございます。

この点は種子植物のときにも少し議論しておりまして、一応酵素活性がなくなる形で構造が不安定化するということが反映されていますので、それをもって確認したという形でもよろしいという一応の結論は出ております。

○中島専門参考人 そうでしたか。ありがとうございます。

それを聞くと多分申請者のほうでかなり安心する方が多くなると思いますので、この修正案でもよろしいかと思います。

○児玉座長 ありがとうございます。

ほかに。

○爲廣専門委員 今の点で1つだけちょっと気になったことがあるのですが、方向性としてはそのままでもよろしいかと思うのですが、アレルゲンによっては加熱によって例えば構造が不安定になったとしても、アレルゲン性は残っているというものもございますので、そこだけが先行しないように御議論していただければと考えております。記載のほうはこちらでも構わないと思っています。

○児玉座長 その点はweight of evidenceの考え方に基づいて総合的に判断するという形を取りたいと思っていますので、今後、委員の先生方はそこら辺を考慮いただいて判断していただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見等がなければ、本日いただいた意見も含めまして、当専門調査会の中で技術的文書の具体的な検討をさらに進めていきたいと考えております。

なお、先般、指針案に対する国民からの御意見の中で、欧州で運用されていますQPS、安全な宿主に関する考え方などについて検討してほしいといった御意見もありましたが、今後、中長期的な課題として、必要に応じて検討していきたいと考えております。

それでは、特にほかに御意見がなければ、議題（1）については終わりたいと思います。

議題（2）の「その他」ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○奥藤課長補佐 ありがとうございます。

特にございません。

○児玉座長 それでは、これで第253回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。